

## 国立大学法人高知大学情報公開に関する開示・不開示の判断基準

平成16年4月1日  
制 定

国立大学法人高知大学（以下「本学」という。）は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年12月5日法律第140号）」（以下「法」という。）により、本学に法人文書の開示請求があったときは、開示に係る法人文書に、次に掲げるいずれかの情報（不開示情報）が記録されている場合を除き、開示請求者に当該法人文書を開示する。

### 1. 個人に関する情報（法第5条第1号）

個人に関する情報で、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等から、特定個人を識別することが可能なもの。

特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるもの。

#### 【不開示と考えられるものの例】

- 1) 職員、学生の自宅住所・電話番号等
- 2) 人事選考関係資料（氏名、履歴等）
- 3) 健康診断・カウンセリングの記録
- 4) 懲戒処分関係情報（氏名、懲戒内容等）
- 5) 学生個人に関する情報（学籍「休・退学を含む。」、成績、教育・生活相談等の記録、卒業後の就職先等）
- 6) 図書の貸出し記録（個人別に付された記号・番号）

ただし、個人情報であっても次の情報は開示する。

イ 法令の規定や慣行により公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にする必要があると認められる情報

ハ 当該個人が独立行政法人等の役員及び職員であり、その職務の遂行に係る情報であるときは、当該職員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

#### 【開示と考えられる個人情報】

イの例示

- 1) 研究者総覧
- 2) 叙勲・褒賞受賞者名簿等

ロの例示

- 1) 医薬品の安全性等の研究に携わった研究者の個人情報で、公にすることが必要と認められるものなど

ハの例示

- 1) 文書に付された職名（総務課長、人事係長等）

## 2. 法人等に関する情報（法第5条第2号）

法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。）に関する情報又は事業を営む個人の事業に関する情報で次に掲げるもの。

公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。

本学の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたもので、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているもの、また、公にしない等の条件を付すことが情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。

### 【不開示と考えられるものの例】

の例示

- 1) 「民間等との共同研究」に関し相手方から提供されたノウハウ
- 2) 工事請負者施工成績一覧

の例示

- 1) 企画立案の資料、アンケートの回答等で公にしないとの条件が付されたものなど

ただし、法人等情報であっても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は開示する。

## 3. 審議検討等に関する情報（法第5条第3号）

国の機関、独立行政法人等及び地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討若しくは協議等に関する情報で、次に掲げるおそれのあるもの。

公にすることにより、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ

不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ

特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ

### 【不開示と考えられるものの例】

の例示

- 1) 報告、答申等で現在検討・審議中のものの記録
- 2) 学部、学科改組等で現在検討中のものの記録
- 3) 人事選考（採用、昇任等）の記録

の例示

- 1) 入試制度改革素案（出題科目変更案）等

の例示

- 1) キャンパス移転候補地リスト（地方公共団体との交換文書）
- 2) 機種選定や仕様策定に係る検討記録

#### 4. 事務・事業に関する情報（法第5条第4号）

事務・事業情報のうち公にすることにより、次に掲げるおそれのある情報及びその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報

国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ  
監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法・不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

契約、交渉、争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

#### 【不開示と考えられるものの例】

の例示

- 1) 麻薬・毒物・劇物等の毒性、危険性・病原性の強い物質の受払い、保管に関する情報
- 2) ID・パスワード等のネットワークセキュリティ関係情報

の例示

- 1) 学部入試、推薦入試、大学院入試等の出題者名簿
- 2) 職員採用試験に関する出題関係資料

の例示

- 1) 入札前の予定価格、積算内訳書
- 2) 大学が当事者となっている訴訟に関する資料

の例示

- 1) 科学研究費補助金研究計画調書（採択前のもの、不採択分）

の例示

- 1) 人事異動原案
- 2) 人事選考（採用、昇任等）関係資料
- 3) 勤務評定関係記録

#### 附 則

この基準は、平成16年4月1日から実施する。